

(3) 公的年金等控除の改正

- ・公的年金等控除が10万円引き下げられます。
- ・公的年金等の収入金額が1,000万円以上の控除額は195万5,000円の上限が設けられます。
- ・公的年金等以外の所得金額が1,000万円を超える場合は、控除額が引き下げられます。

1. 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得に合計所得金額が1,000万円以下の場合

公的年金等の雑所得の収入金額 (合計) 円 ㉑

【65歳未満の場合】

㉑ の金額	公的年金等の雑所得の金額
～600,000円	0円
600,001円 ～ 1,299,999円	㉑ - 600,000円
1,300,000円 ～ 4,099,999円	㉑ × 0.75 - 275,000円
4,100,000円 ～ 7,699,999円	㉑ × 0.85 - 685,000円
7,700,000円 ～ 9,999,999円	㉑ × 0.95 - 1,455,000円
10,000,000円以上	㉑ - 1,955,000円

(1円未満切捨て)

【65歳以上】

㉑ の金額	公的年金等の雑所得の金額
～1,100,000円	0円
1,100,001円 ～ 3,299,999円	㉑ - 1,100,000円
3,300,000円 ～ 4,099,999円	㉑ × 0.75 - 275,000円
4,100,000円 ～ 7,699,999円	㉑ × 0.85 - 685,000円
7,700,000円 ～ 9,999,999円	㉑ × 0.95 - 1,455,000円
10,000,000円以上	㉑ - 1,955,000円

(1円未満切捨て)

【計算例】：昭和31年1月2日以降に生まれた方(65歳未満の方)

公的年金等の雑所得の収入金額㉑：1,832,400円 ※左記以外の合計所得が20万円の場合

$$1,832,400 \text{ 円} \times 0.75 - 275,000 \text{ 円} = \underline{1,099,300 \text{ 円}} \text{ (公的年金等の雑所得の金額)}$$

2. 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得に合計所得金額が1,000万円超から2,000万円以下の場合

公的年金等の雑所得の収入金額 (合計) 円 ㉑

【65歳未満の場合】

㉑の金額	公的年金等の雑所得の金額	
～500,000円		0円
500,001円～1,299,999円	㉑ -	500,000円
1,300,000円～4,099,999円	㉑ × 0.75 -	175,000円
4,100,000円～7,699,999円	㉑ × 0.85 -	585,000円
7,700,000円～9,999,999円	㉑ × 0.95 -	1,355,000円
10,000,000円以上	㉑ -	1,855,000円

(1円未満切捨て)

【65歳以上】

㉑の金額	公的年金等の雑所得の金額	
～1,000,000円		0円
1,000,001円～3,299,999円	㉑ -	1,000,000円
3,300,000円～4,099,999円	㉑ × 0.75 -	175,000円
4,100,000円～7,699,999円	㉑ × 0.85 -	585,000円
7,700,000円～9,999,999円	㉑ × 0.95 -	1,355,000円
10,000,000円以上	㉑ -	1,855,000円

(1円未満切捨て)

【計算例】：昭和31年1月1日以前に生まれた方(65歳以上の方)

公的年金等の雑所得の収入金額㉑：1,832,400円 ※左記以外の合計所得が1,200万円の場合

$$1,832,400 \text{ 円} - 1,000,000 \text{ 円} = \underline{832,400 \text{ 円}} \text{ (公的年金等の雑所得の金額)}$$

3. 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得に合計所得金額が2,000万円超の場合

公的年金等の雑所得の収入金額 (合計) 円 ㉑

【65歳未満の場合】

㉑ の金額	公的年金等の雑所得の金額	
～400,000円		0円
400,001円 ～ 1,299,999円	㉑ -	400,000円
1,300,000円 ～ 4,099,999円	㉑ × 0.75 -	75,000円
4,100,000円 ～ 7,699,999円	㉑ × 0.85 -	485,000円
7,700,000円 ～ 9,999,999円	㉑ × 0.95 -	1,255,000円
10,000,000円以上	㉑ -	1,755,000円

(1円未満切捨て)

【65歳以上】

㉑ の金額	公的年金等の雑所得の金額	
～900,000円		0円
900,001円 ～ 3,299,999円	㉑ -	900,000円
3,300,000円 ～ 4,099,999円	㉑ × 0.75 -	75,000円
4,100,000円 ～ 7,699,999円	㉑ × 0.85 -	485,000円
7,700,000円 ～ 9,999,999円	㉑ × 0.95 -	1,255,000円
10,000,000円以上	㉑ -	1,755,000円

(1円未満切捨て)

【計算例】：昭和31年1月2日以降に生まれた方（65歳未満の方）

公的年金等の雑所得の収入金額㉑：1,832,400円 ※左記以外の合計所得が2,100万円の場合

$$1,832,400 \text{ 円} \times 0.75 - 75,000 \text{ 円} = \underline{1,299,300 \text{ 円}} \text{ (公的年金等の雑所得の金額)}$$

参 考

令和3年度課税（令和2年分所得）

- ・ 65歳未満 昭和31年1月2日以降生まれ
- ・ 65歳以上 昭和31年1月1日以前生まれ